



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう  
○保険給付支給通知書は大切に保管しましょう  
医療費控除を受ける時  
必要になります。

# 被扶養者の資格確認調査実施

## 提出期限 7月30日(月)

# 生計維持関係の再確認を

被扶養者の資格確認については、給付の適正化の観点から、被扶養者として認定されている方について、「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態の適否を再確認するように定められています。被扶養者(扶養家族)について、その後収入が得られるようになったり、少なかった収入が増えたり、あるいは、学校を卒業して就職された方や、年金受給者で年金額が増額されている方などで、その後、主として被保険者により生計を維持されていない方は、すみやかに被扶養者異動届を人事(総務)課経由で提出してください。

## 被扶養者に関するQ&A

- 被扶養者が企業に就職して本人として健康保険に入ったのですが、被扶養者から自動的に削除されますか？  
資格喪失には手続きが必要です。被扶養者が就職して、別の健康保険や国民健康保険、協会けんぽなどに加入したのに、「被扶養者(異動)届」を提出していない場合、2つの健康保険に二重で加入していることになってしまいます。健康保険の被扶養者の条件を満たさなくなった場合は、すみやかに届け出てください。
  - 無職・年収が少ない家族を被扶養者にすることができますか？  
通常被扶養者に該当する者は、収入のない配偶者、16歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父祖母並びに障害者と認められる者とされています。それ以外の者については、通常就労し得る状態にあることから、自ら収入を得て生計維持すべきもので、単に無職・年収が少ないとの事由では、被扶養者として認められません。
  - 年収が年収限度額の130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は、180万円未満)であれば被扶養者にすることができますか？  
配偶者の認定要件は、年収が年収限度額未満で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。  
子供の認定要件は、年収限度額未満であり、かつ「学校教育法に定める学生の者」または、「病気等で就労不能の者」で、主として被保険者の収入により生計が維持されている状態かで判断します。また、夫婦共働きの場合は、被扶養者の人数に関係なく、原則として年収の多い方の被扶養者になります。  
親、その他の認定要件は、年収限度額未満であっても、「主として被保険者の収入により生計を維持されている」と判断されなければ被扶養者として認められません。認定対象者の生計費は、前記の「収入のある者の認定について」に示しました、費目別・世帯人員別標準生計費を目安に算定します。  
費目別・世帯人員別標準生計費 月当り額 (平成29年4月)
- | 1人世帯     | 2人世帯      | 3人世帯      | 4人世帯      | 5人世帯      |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 107,980円 | 153,950円  | 172,170円  | 190,420円  | 208,640円  |
| 1人当り     | (76,975円) | (57,390円) | (47,605円) | (41,728円) |
- 同居している父母について、母に全く収入がありません。父に約200万円の年金収入がありますが、母を被扶養者にすることはできますか？  
両親のどちらか一方の収入が認定要件である年収限度額未満でも、両親の年収を合計し、生計費の半分以上がまかなえると健保組合が判断した場合は、被扶養者として認められません。  
両親と同居していても、夫婦は同居してお互いに助け合い、援助しあう義務があります。父親の収入は父親自身と母親の生活費にあてられるのは当然ではないかと思われるます。
  - 妻のパート収入が年収100万円以下ですが被扶養者にすることができますか？  
配偶者の年収が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。
  - 妻がパート勤務を始めたばかりのため給与明細書が1ヵ月分しかありません。添付書類はどうしたらよいですか？  
1ヵ月分では年収の見込み額の計算ができないため、提出期限の7月30日時点で添付できる月数分を添付してください。また、調査書の平均収入月額、勤務開始日を必ず記入してください。必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。
  - 妻のパート収入が年収50万円ほどで扶養範囲内において勤務していますが書類は必要ですか？  
必要です。収入が扶養範囲内でも金額に関係なく、書類にて確認しています。
  - 妻がパート先の給与明細、源泉徴収票を紛失してしまいました。添付書類はどうしたらよいですか？  
給与明細については、パート先で再発行してもらうか、各社人事(総務)課にあります年間給与等支払証明書に事業主(パート先)の証明を受けてください。源泉徴収票についてもパート先で再発行をしてもらうか、源泉徴収票の代りに所得証明書か非・課税証明書を市町村窓口で発行の手続きをしてください。(源泉徴収票の代わりとして、市民税・県民税特別徴収額の通知書写でも可)
  - 失業給付(雇用保険)を受けている妻を被扶養者にすることができますか？  
受給日額が3,612円(60歳以上の方は5,000円)以上の場合は、被扶養者にすることができます。雇用保険は失業時の、生活の安定を図るために支給されるもので、被保険者に生計を依存しているとは言えないからです。
  - 自営業をしている妻を被扶養者にすることができますか？  
自営業をしている場合、原則として被扶養者として認められません。自営業者は、経営者として自分の責任と決断で事業を行っており、ただ単に年収が認定要件である年収限度額未満であっても、社会常識に照らして自活の備えは当然と判断されれば、被扶養者として認められません。
  - 被保険者である私の給与と年収が180万円で、妻のパート年収が120万円あります。妻の年収が130万未満ですが被扶養者にすることができますか？  
妻の年収が年収限度額未満でも、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。ただし、被保険者の年収には、給与収入以外の収入(年金、農業、不動産等)も含まれますので、これらの収入がある場合は、収入が証明できる書類を添付してください。
  - 子供が大学を卒業しました。その後就職をしていませんが、引き続き被扶養者にすることができますか？  
就労年齢に達した者の被扶養者認定は、就学・障害・療養等のため就労できない事由が生じている者とされています。したがって引き続き認定とはなりません。
  - 子供が現在大学生ですが、アルバイトの収入が月額12万円(年額換算144万円)あります。引き続き被扶養者にすることができますか？  
たとえ学生であっても、年収が130万円以上の場合引き続き認定とはなりません。健康保険の被扶養者の対象となるのは、年収が130万未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合であることと限られています。
  - 夫婦共働きの場合は、子供等どちらの被扶養者にするようになりますか？  
被扶養者の人数に関係なく、原則として前年の年収の多い方の被扶養者になります。

を被保険者から、日常、継続的に支援を受けている実態をいいます。つまり、被扶養者認定は、認定対象者の年収が最も重要な要件ではなく、主として生活に必要な費用が被保険者によってまかなわれている、被保険者が得てくる収入によっているという実態があるかどうか(または将来に向けて維持する見込みがあるか)です。当健保組合の「収入のある方の被扶養者認定の取り扱い

については、別記のとおりです。  
送付した健康保険被扶養者資格確認調査書に必要添付書類を揃え、7月30日(月)までに各社人事(総務)課に提出をお願いします。  
なお、期限を過ぎますと、該当の被扶養者が削除されることとなります。  
被扶養者となるための生計維持の要件は厳しいと思われるかも知れませんが、健康保険では、被保険者だけでなく、その被扶養者にもさまざまな給付を行っています。本来、被扶養者に該当しない人を被扶養者として認定することは健康保険組合の財政に大きな影響を与え、将来的には皆様の保険料などの負担増につながることもとなります。ぜひご理解いただきまますようお願いいたします。

### \*収入のある被扶養者資格の認定について\*

被扶養者の認定は、認定対象者の年間収入限度額が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は、180万円未満)など、被扶養者認定関係法令・通達等で大枠は決められていますが、認定対象者の年間収入、生計維持関係の実態、同一世帯の判定など、個々のケースについては、健康保険組合の判断に委ねられています。特に、最も重要な認定要件であります「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態とは、認定対象者の生計費の半分程度以上を被保険者から、日常継続的に支援を受けている実態をいいます。その生計費について社会通念として当健康保険組合では、国民一般の標準的な生活の水準を求めため「家計調査」(総務省)等に基づき、全国・勤労者世帯の消費支出について、人事院勧告で毎年報告される費目別、世帯人員別標準生計費を目安に算定します。

ただし、当健康保険組合の生計費は、雑費Ⅱ(その他の消費支出)の額を除きます。なお、上記により被扶養者認定を行うことが生活の実態と著しくかけはなれるなど、妥当性を欠く場合には、事情に応じた認定を行うものとします。

- 標準生計費の費目  
食料費…食料  
住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品  
被服・履物費…被服及び履物  
雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽  
雑費Ⅱ…その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)
- 費目別、世帯人員別標準生計費(平成29年4月)

《全国》月当り額

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		25,350円	44,690円	52,320円	59,960円	67,590円
住居関係費		46,690円	57,620円	49,200円	40,780円	32,360円
被服・履物費		2,640円	6,620円	8,620円	10,620円	12,620円
雑費Ⅰ		33,300円	45,020円	62,030円	79,060円	96,070円
雑費Ⅱ		8,580円	24,990円	27,090円	29,200円	31,300円
計		116,560円	178,940円	199,260円	219,620円	239,940円
雑費Ⅱを除いた額		107,980円	153,950円	172,170円	190,420円	208,640円

※「費目別・世帯人員別標準生計費」は、人事院のホームページからご覧になれます。  
平成29年人事院勧告⇒参考資料4生計費関係